

医薬副発 0822 第 1 号
令和 7 年 8 月 22 日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省医薬局総務課
医薬品副作用被害対策室長
（公 印 省 略）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「健康被害救済制度」という。）は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

本制度については、医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方々が適正かつ迅速に当該給付を受けられるよう、広く国民や医療関係者に認知・理解いただく必要があることから、制度の運営主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）において、毎年、10 月 17 日から 23 日までを「薬と健康の週間」、10 月から 12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者における制度の認知度・理解度の一層の向上を目的とした広報活動を積極的に展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）等に周知いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページへの掲載や機構ホームページのリンク先を紹介するなど、広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

また、機構では、リーフレット、ポスター、その他広報資料を無料で配布し

ており、機構ホームページからもダウンロードすることができますので、ご活用ください。（<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0063.html>）

記

集中広報の実施内容（予定）

- 著名人を使った全国でのテレビCMの放映
- 大手インターネットメディアを活用した制度の紹介動画やWEB広告の配信
- 病院や薬局のビジョンを使用した動画放映
- 医療関係の専門誌や学会誌への広告掲載 等

※ 別添にて広報例（原稿）をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

（本件に関する照会先）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課
Eメール: kyufu@pmda.go.jp

○ 広報資料請求・救済制度に関する相談窓口

電話番号: 0120-149-931（フリーダイヤル）
受付時間:（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

（本件通知担当者）

厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室
大島（内線2717）、鵜池（内線2902）
（代表電話）03-5253-1111、（直通電話）03-3595-2400
Eメール: fukutai01@mhlw.go.jp

医薬品副作用被害
救済制度 PMDA

お薬を使うときに
思い出してください。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を
使うときに
思い出して
ください。

PMDA



医薬品
副作用被害救済制度

お薬を使うときに
思い出してください。

PMDA



PMDA

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使うときに
思い出してください。

PMDA

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使うときに
思い出してください。

PMDA



医薬品副作用被害救済制度

お薬を使うときに
思い出してください。

PMDA

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品副作用被害
救済制度

お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

医療関係者の
みなさまへ

PMDA
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

歯科医師の
みなさまへ

PMDA
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

薬剤師の
みなさまへ

PMDA
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医療関係者のみなさまへ
eラーニングで学びませんか？

医薬品
副作用被害
救済制度

PMDA 独立行政法人
医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

医療学生の
みなさまへ

PMDA
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

医師の
みなさまへ

PMDA
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使う
すべての方に
知ってほしい
制度です。

薬剤師の
みなさまへ

PMDA
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品副作用被害救済制度

▶▶▶ CLICK!!

eラーニングで
学びませんか？




医薬品副作用被害救済制度
eラーニングで学びませんか？



医薬品副作用被害救済制度
出前講座受付中



医療関係者の皆さまへ

PMDA

医薬品副作用被害救済制度

eラーニングで 学びませんか？

eラーニングはパソコンはもちろん、スマートフォンやタブレット
でいつでもどこでも気軽に受講することができます。



ドクトルQ

(医薬品副作用被害救済制度
オリジナルキャラクター)



ピムット

(PMDA公式キャラクター)

Point 1 講座の受講料は不要

- 医薬品副作用被害救済制度特設サイトに常時掲載。どなたでも何度でも利用が可能です。

Point 2 研修や講義でも利用可能！

- 医療機関・医師会・薬剤師会・行政機関等の研修や大学等での講義で利用可能です。
- 医療法施行規則に規定する、医薬品安全管理責任者が行う「従業者に対する医薬品の安全使用のための研修」にも利用可能です。
- 事前にご要望があれば、視聴後のアンケート機能を用いた、受講者数や受講者リストのご提供や、eラーニング講座を保存したDVDの無償でのご提供も可能です。

詳しくは **救済制度 eラーニング** で **検索**



医薬品副作用被害救済制度のご説明に、 PMDAより**講師派遣**いたします（出前講座）



講師の派遣については、対面形式での講義のほか、WebexやZoom等によるオンライン講義・録画講義など、研修等の様々な開催方法に応じた対応が可能です。

また、交通費、謝礼金等は一切いただいておりません。

医療機関、医師会、薬剤師会、行政機関などでの研修に、ぜひお役立てください。

詳しくは **救済制度 出前講座** で **検索**



【問い合わせ先】 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課

■ eラーニング講座、出前講座に関する問い合わせ

電話番号：03-3506-9460 Eメール：kyufu@pmda.go.jp

■ 医薬品副作用被害救済制度 相談窓口

0120-149-931 受付時間：（月～金）9時～17時（祝日、年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

■ 救済制度の詳細は、PMDAホームページ特設サイトをご覧ください。

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html



独立行政法人医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

PMDA